

○非常通報装置の設置及び運用要領の制定について

令和3年3月9日

道本通第4547号（生企合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
非常通報装置の設置及び運用については、これまで、「非常通報装置の設置及び運用要領の制定について」（平16.6.2道本通第992号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、様式等について所要の見直しを行い、新たに「非常通報装置の設置及び運用要領」を制定し、令和3年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

非常通報装置の設置及び運用要領

第1 趣旨

この要領は、道警察における非常通報装置の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において「非常通報装置」とは、金融機関、国又は地方公共団体が設置する公共施設、重要防護対象施設等において突発重大事件等が発生した場合に、警察に緊急通報するために使用する装置で、非常通報装置の設置者等が通報用ボタンを押すと加入電話で110番通報したときと同じ状態になり、あらかじめ記録された音声又はデータによる情報（以下「通報録音文」という。）を自動的に警察本部又は各方面本部の通信指令室（以下「通信指令室」という。）に送信するための機能を備えたものをいう。

第3 設置の承認

非常通報装置の設置に関する承認は、警察本部長（札幌方面以外の方面にあつては、当該方面本部長。以下「警察本部長等」という。）が行うものとする。

第4 設置対象施設

非常通報装置の設置対象施設は、警察の指導に沿った防犯及び安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共施設、重要防護対象施設又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令室における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められる施設とする。

第5 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令室において、非常通報装置から送信される通報録音文を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。

- (4) 通信指令室において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- (5) (1)から(4)までの事項に掲げるもののほか、通信指令業務に支障が生ずるおそれがないと認められること。

第6 設置承認の手続

1 設置承認の申請等

- (1) 非常通報装置を設置しようとする者（以下「設置希望者」という。）については、設置対象施設、設置の理由、設置する機器の種別等を明らかにして、非常通報装置を設置する施設の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）に対して事前の協議を行わた上で、当該管轄署長を経て次に掲げる書類を警察本部長等に提出することにより申請させるものとする。

ア 非常通報装置設置承認申請書（別記第1号様式。以下「承認申請書」という。）

イ 設置施設の付近見取図

ウ 設置施設内部の平面図に非常通報装置の取付位置を表示したもの

- (2) 管轄署長は、前事項の協議を受けたときは、設置希望者に対し、非常通報装置の設置の条件等について具体的に説明するとともに、当該協議の内容等について、非常通報装置設置事前協議受理報告書（別記第2号様式）により、警察本部通信指令課長（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の地域課長。以下「主管課長」という。）を経て警察本部長等に報告するものとする。

2 事前調査

- (1) 管轄署長は、1の(1)の事項の定めによる書類の提出を受けたときは、速やかに当該申請に係る施設の実地調査を行い、非常通報装置設置に関する調査書（別記第3号様式。以下「調査書」という。）を作成し、承認申請書及び関係書類とともに、主管課長に送付するものとする。
- (2) 前事項の実地調査をする場合において、設置予定施設が新築等の理由により調査書に定める事項のすべてについて調査ができないときは、当該事項については計画書、設計図等に基づき判断の上、調査書を作成するものとする。

3 警察本部長等の承認

- (1) 主管課長は、管轄署長から承認申請書、調査書等の送付を受けたときは、速やかにそれらの内容を検討の上、警察本部長等に報告し、その審査を受けるものとする。
- (2) 主管課長は、非常通報装置の設置承認（以下「設置承認」という。）の決定があったときは、通信指令室において設置対象施設を識別するための固有の番号（以下「識別番号」という。）を付与の上、非常通報装置設置承認書（別記第4号様式。以下「承認書」という。）を当該管轄署長に送付するものとする。

なお、不承認の決定があったときは、当該管轄署長を経て、電話その他適宜の方法により、設置承認の申請をした者に対してその旨を通知するものとする。

- (3) 管轄署長は、承認書の送付を受けたときは、当該申請者に対し、速やかにこれを交付するとともに、承認書に記載されている承認の条件を厳守するよう指導するものとする。

4 運用開始届の提出

管轄署長は、設置承認を受けた者（以下「設置者」という。）に対し、その運用を開始

する5日前までに、非常通報装置運用開始届（別記第5号様式）及び非常通報装置設置票（別記第6号様式）をそれぞれ2部提出させ、1部は当該警察署で保管し、他の1部を主管課長を経て警察本部長等に送付するものとする。

5 承認事項の変更

- (1) 管轄署長は、設置者から承認申請書の記載事項及び添付書類の変更について申出を受けたときは、当該設置者から非常通報装置変更承認申請書（別記第7号様式）を2部提出させ、1部は当該警察署で保管し、他の1部は意見を付して主管課長を経て警察本部長等に送付し、その承認を受けるものとする。
- (2) 主管課長は、承認申請書の記載事項の変更承認の決定があったときは、非常通報装置変更承認書（別記第8号様式。以下「変更承認書」という。）を当該管轄署長に送付するものとする。

なお、不承認の決定があったときは、当該管轄署長を経て、電話その他適宜の方法により、設置承認の申請をした者に対してその旨を通知するものとする。

- (3) 管轄署長は、変更承認書の送付を受けたときは、当該設置者に対し、速やかにこれを交付するとともに、変更承認書に記載されている承認の条件を厳守するよう指導するものとする。

6 非常通報装置の廃止

管轄署長は、設置者から非常通報装置の廃止の申出を受けたときは、当該設置者から非常通報装置廃止届（別記第9号様式）を2部提出させ、1部は当該警察署で保管し、他の1部を主管課長を経て警察本部長等に送付するものとする。

第7 その他設置者に指導すべき事項

管轄署長は、設置者に対し、次に掲げる事項について指導を徹底するものとする。

- (1) 非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講ずるとともに、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的に行い、その結果を記載した書面を保管しておくこと。
- (2) 運用開始前に事前に非常通報を受理する主管課長又は管轄署長と調整し、開通試験を行うこと。
- (3) 非常通報装置による誤報等があった場合は、速やかにその原因を究明し、再発防止の措置を講ずるとともに、その結果を非常通報装置誤報等措置報告書（別記第10号様式）により管轄署長を経て警察本部長等に報告すること。
- (4) 設置施設ごとに非常通報装置の運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、(1)から(3)までの事項に掲げる事務を行わせるとともに、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯及び安全確保に関して管轄署長が行う指導に従うこと。

第8 警察本部長等の措置

警察本部長等は、設置者又は運用責任者が第7の事項に掲げる指導に従わない場合は、設置者に対し、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 管轄署長が行う指導に直ちに従うよう更に強い指導を行い、是正させること。
- (2) (1)の事項の指導に従わない場合は、当該装置の廃止を求めること。

第9 主管課長等の措置

1 非常通報受理時の措置

- (1) 主管課長及び管轄署長（以下「主管課長等」という。）は、非常通報を受理したときは、北海道警察緊急配備規程（平成4年警察本部訓令第3号）に定めるところにより、直ちに無線自動車及び警察官を現場に急行させ、迅速な初動措置に当たらせるとともに、非常連絡用電話等による確認の措置を確実に行うものとする。
- (2) 主管課長等は、非常通報の受理及びその処理経過について、非常通報処理簿（別記第11号様式）により明らかにしておくものとする。

2 設置者名簿の備付け

- (1) 主管課長は、非常通報装置設置者名簿（別記第12号様式。以下「設置者名簿」という。）を備え、当該方面管内における設置者について、非常通報装置の設置、変更又は廃止の都度これを整理しておくものとする。
- (2) 管轄署長は、設置者名簿を備え、当該管轄区域内における設置者について、前事項に準じて整理しておくものとする。

3 発報試験

主管課長等は、設置者が定期的に行う発報試験については、異状の有無を確認し、その結果を非常通報装置発報試験処理簿（別記第13号様式）に記載するとともに、異状がある場合は改善措置の指導を行うものとする。

4 誤報等に対する措置

主管課長等は、非常通報装置の故障による誤報又は不適切な使用と認められる通報を受けたときは、速やかに設置者に対して、その原因を究明させて改善措置等の報告を求めるものとする。

5 防犯訓練の実施

管轄署長は、自ら又は設置者からの要請により、非常通報装置を利用して防犯訓練を実施しようとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を主管課長及び警察本部生活安全企画課長（札幌方面以外の方面の管轄署長にあつては、当該方面本部の生活安全課長）に通知するとともに、当該非常通報装置が設置されている場所に警察官を派遣し、立会いさせるものとする。

ア 件名及び目的

イ 実施日時及び場所

ウ 非常通報装置の設置場所の所在地及び名称並びに設置者の氏名及び電話番号

エ 実施要領

オ その他必要な事項

第10 経過措置

この要領の実施の際、現に「非常通報装置の設置及び運用要領の制定について」（平16. 6. 2道本通第992号）の定めによる承認を受け設置されている非常通報装置については、この要領の定めによる承認を受けたものとみなす。

年 月 日

北海道警察（ 方面）本部長 殿

申請者 住所
氏名

非常通報装置設置承認申請書

次のとおり非常通報装置の設置について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置施設名
- 2 設置施設所在地
- 3 機器の形式
- 4 保守者（施工者）名
- 5 通報録音文
- 6 電話番号
 - (1) 接続電話番号
 - (2) 連絡電話番号
- 7 運用開始予定年月日
- 8 添付書類
 - (1) 設置施設の付近見取図
 - (2) 設置施設内部の平面図に非常通報装置の取付位置を表示したもの

- 注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察（ 方面）本部長 殿

警察署長

非常通報装置設置事前協議受理報告書

項 目	内 容									
受理年月日	年 月 日									
受 理 者	警察署 課 係 氏名 (警電番号)									
設置希望者	住所 氏名 (電話番号)									
内 容	1 設置施設名 2 設置施設所在地 3 設置の主な理由 4 参考事項									
<table border="1"> <tr> <td>41</td> <td>20</td> <td>170</td> <td>非常通報装置設置関係</td> <td>長期</td> </tr> </table>						41	20	170	非常通報装置設置関係	長期
41	20	170	非常通報装置設置関係	長期						

- 注1 設置希望者が、機器の形式及び施工者をおある程度選定している場合は、参考事項欄にそれらの内容を記載すること。
- 2 非常通報装置に関する説明資料及び申請書類を交付して説明した場合は、その旨を参考事項欄に記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察（ 方面）本部長 殿

警察署長

非常通報装置設置に関する調査書
次の非常通報装置設置承認申請につき調査した結果は、次のとおりであるから報告する。
記

申請者	住所 氏名 (電話番号)			
設置施設	所在地 施設名 (電話番号)			
確認事項	通報用ボタンを誤操作防止用のアクリル板で覆うなど、誤って通報すること（誤報）がない構造、設備のものであるか。			適・否
	センサー等による感知に応じて自動的に通報するものではないか。			適・否
	逆信受理専用の電話機を併設しているか。			適・否
	非常通報装置専用の電話回線又は通報時に使用中の電話回線を強制的に切断し、非常通報を優先する機能を有するか。			適・否
	送信メッセージ（通報録音文）は、警察が受信する際に頭切れせず、かつ、明瞭に聞き取れるものであるか。			適・否
	非常通報装置が作動したことを表示する確認ランプを備えているか。			適・否
	送信メッセージ（通報録音文）の送信終了後、10秒経過しても警察からの逆信がない場合に再ダイヤルする機能を有するか。			適・否
	停電時でも作動するよう予備電源を有するか。			適・否
	切断、混線が継続した際に、異状を検出できる機能を有するか。			適・否
	通報用ボタンは、部外者が通常出入りせず、容易に発見されない場所で、誤報のおそれがない場所に設置されているか。			適・否
	非常通報装置本体と各付属品との配線は、他の配線と識別でき、容易に断線することはないか。			適・否
	通報用ボタンには、他のボタンと識別できるような表示がなされているか。			適・否
	運用責任者の指定がなされているか。		有（役職・氏名）・無	
	非常通報装置以外の防犯設備を有するか。		有（ ）・無	
非常通報装置の使用要件は、職員等に徹底されているか。			適・否	
管轄署長意見				
備考				
				41 20 170 非常通報装置設置関係 長期

- 注1 確認事項欄の「適・否」及び「有・無」には、いずれかに○印を付けること。
 2 管轄署長意見欄には、設置承認の可否等に関する意見を記載すること。
 3 不要の文字は、横線で消すこと。
 4 規格は、A列4番縦長とする。

殿

北海道警察（ 方面）本部長

非常通報装置設置承認書

年 月 日付けで申請のありました非常通報装置の設置については、次の事項を厳守することを条件として承認します。

記

- 1 非常通報装置による警察への通報は、緊急に通報すべき事件が発生した場合であって、電話による110番通報が不可能なときに限ること。
- 2 非常通報装置により警察に緊急の通報をした場合であっても、110番通報が可能となったときは、直ちに電話で事件内容等を通報すること。
- 3 機器の点検、防犯訓練等で非常通報装置を使用するときは、事前に所轄警察署に連絡し、その指示を受けること。
- 4 非常通報装置の取扱い上の注意事項について、関係職員に周知徹底を図り、誤報の防止に努めること。
- 5 不注意により誤報したことが判明した場合は、その旨を速やかに連絡し、その都度、その原因を究明するとともに、再発防止のため講じた措置等を記載した書面を所轄警察署を経て北海道警察（〇〇方面）本部長に提出すること。
- 6 非常通報装置の管理、運用等を的確に行わせるため、当該装置の運用責任者を置き、警察署長等が行う防犯指導を受けさせること。
- 7 非常通報装置の変更、廃止等に当たっては、次に掲げる手続を確実に行うこと。
 - (1) 非常通報装置の運用を開始するときは、その5日前までに「非常通報装置運用開始届」及び「非常通報装置設置者票」各2部を所轄警察署長を経て北海道警察（〇〇方面）本部長に提出すること。
 - (2) 非常通報装置設置承認申請書の記載事項を変更する必要があるときは、事前に「非常通報装置変更承認申請書」を所轄警察署長を経て北海道警察（〇〇方面）本部長の事前承認を受けること。
 - (3) 非常通報装置を廃止したときは、「非常通報装置廃止届」2部を所轄警察署長を経て北海道警察（〇〇方面）本部長に提出すること。
- 8 識別番号は、〇〇〇〇〇番を使用すること。

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察（ 方面）本部長 殿

設置者 住所
氏名

非常通報装置運用開始届

年 月 日承認のありました非常通報装置は、次により開通試験を実施し、運用を開始するので、届け出ます。

記

1 設置施設名、識別番号

2 開通試験年月日

3 運用開始年月日

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第6の4の事項）

非常通報装置設置者票

設置施設の付近見取図			
建物略図			
設置者の氏名 及び住所			
設置施設名		識別番号	番
設置施設所在地			
電話番号	連絡用（ ） —	接続用（ ）	—
管轄警察署等	警察署		交番・駐在所

注 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察（ 方面）本部長 殿

設置者 住所
氏名

非常通報装置変更承認申請書

この度、次により非常通報装置を変更したいので、申請します。

記

1 設置施設名、識別番号

2 設置施設所在地

3 変更予定年月日

4 変更理由

5 変更内容

※ 管轄署長意見

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

第 号
年 月 日

殿

北海道警察（ 方面）本部長

非常通報装置変更承認書

年 月 日付けで申請のありました非常通報装置の変更については、
申請のとおり（下記事項を条件として）承認します。

記

条件

- 注1 条件を付す場合は、その条件を具体的に記入すること。
2 不要の文字は、横線で消すこと。
3 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察（ 方面）本部長 殿

設置者 住所
氏名

非常通報装置廃止届

非常通報装置を次のとおり廃止したので、届け出ます。

記

- 1 設置施設名、識別番号

- 2 設置施設所在地

- 3 廃止年月日

- 4 機器の形式等

- 5 廃止理由

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察（ 方面）本部長 殿

住所
設置者
氏名

非常通報装置誤報等措置報告書

設置施設名		識別番号	番
発生日時	年 月 日（ ） 午前・後 時 分		
機器形式			
保守者名			
誤報原因			
誤報の再発防止のための措置			

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式（第9の2の(1)の事項関係）

非常通報装置設置者名簿

施設名及び所在地	運用開始 年 月 日	接続・連絡 電 話 番 号	機 器 の 形 式	付加装置の 設置状況	変更・廃止 の 状 況	識別 番号	
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		(接 連)					
		41	20	160	非常通報装置設置者名簿		長期

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第9の3の事項関係）

非常通報装置発報試験処理簿

番号	実施日時 年 月 日 時 分	非常通報装置 設置施設名	発報試験		不良時の指 摘事項等	発報試験担当者		
			実施回数	実施結果		保守者名	警察官名	
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
	年 月 日 時 分			良・不良				
			41	20	180	非常通報処理簿		1年

注1 発報試験の「実施結果」欄は、良又は不良のいずれかに○印を付けること。
 2 規格は、A列4番縦長とする。